

# 別紙1

# 令和6年度病院内保育所運営費補助事業の概要

## 1 補助内容

病院及び診療所の開設者が病院内保育事業を実施する場合に、保育士等の人件費（給与、諸手当等）に対して補助を行う。（保育所運営を委託している場合は、委託料のうち上記経費に該当するものに対して補助を行う。）

## 2 補助金額

| 基本額   | 加算額  | 補助率  |
|---|--|------|
| A型：(180,800円× <u>2人</u> ×12月－控除額)×調整率<br>※A型特例の場合は、 <u>2人</u> → <u>1人</u> | + 23,410円×24h保育日数<br>+ 187,560円×病児保育月数<br>+ 20,720円×緊急一時保育日数<br>+ 11,630円×休日保育日数 | ×1/2 |

- ※1 「控除額(保育料収入相当額)」は、次により算出する。  
24,000円(定額)×保育月数12か月×上限人数(A型：4人、A型特例：1人)
- ※2 「調整率(設置者負担能力指数)」は設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の決算における剰余金等により算出(0.6、0.8、1.0の3段階)
- ※3 休日とは、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)を指す。
- ※4 公的病院(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会)については、上記により算定した額に、さらに4/5を乗じた額を補助金額とする。
- ※5 予算の範囲内で交付するため、補助額を減額して交付する場合がある。
- ※6 病院内保育所の種別

|      | 保育児童数 |
|------|-------|
| A型特例 | 4人未満  |
| A型   | 4人以上  |

## 3 補助要件

### (1) 平均保育児童が1人以上いること。

※「平均保育児童」について

- ① 月において15日以上保育した職員の児童(乳児又は幼児)数。  
(看護師以外の職種の児童も可。)

15日未満の児童についても換算の上、上記への算入が可能。

- ② 各月における児童数の年平均を基準人数とし種別を判断。  
ただし、基準未満の月が6か月以上ある場合は下位の種別となる。

### (2) 保育従事者が常勤2人以上いること(常勤換算で2人以上でも可)。

- ① 非常勤職員のみであっても、常勤換算後の人数が2人以上であれば対象。
- ② 年平均ではなく、各月すべてが基準人数を満たしていること。

### (3) 保育時間が8時間以上であること。

保育規定等に明記されている時間により判断。(規定がない場合は、タイムカード等で判断)。

### (4) 保育日数 令和6年4月～令和7年3月まで、各月15日以上開所すること。

### (5) 保育料を平均月額10,000円以上徴収していること。

(おやつ代は除外)

### (6) 保育所の運営を委託している場合は、下記の条件を満たしていること。

- ① 委託契約が締結され契約書が作成されていること。
- ② 契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。
- ③ 受託者は受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明示されていること。
- ④ 委託者が病院内保育所運営事業の管理責任者であること。

### (7) 令和6年3月31日までに病院内保育事業を開始していること。

## 4 注意事項

対象経費が重なる他の補助金等(市町村地域型保育給付、埼玉労働局助成金、内閣府企業主導型保育事業助成金等)を受けている場合は、当補助金を受けることはできない。